

岐阜市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱

平成24年12月19日制定

改正 平成25年 3月28日決裁

改正 平成28年 3月31日決裁

改正 平成29年 3月31日決裁

改正 令和元年11月18日決裁

改正 令和 3年 2月 5日決裁

改正 令和 3年 6月 9日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術的審査を受ける機関)

第2条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項の規定による基準に適合していることについて、次に掲げる機関（以下「市長が定めた機関」という。）による技術的審査を受けるものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。）

2 市長が定めた機関は、前項の規定による技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を申請者に交付するものとする。

(基準適合が確認できる書類)

第3条 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて確認できる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 市長が定めた機関が交付する適合証

(2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）

(3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号））に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。ただし、住宅にあっては、これに加え、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、全住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

(市長が必要と認める図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1号に規定する適合証により審査を受ける場合にあっては、当該適合証

(2) 設計住宅性能評価書により審査を受ける場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の

写し

- (3) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Ⅱの第1の6に該当する場合にあっては、前号の規定により市長が定めた機関（登録住宅性能評価機関に限る。）が交付する適合証を添付する場合を除き、登録住宅性能評価機関が交付する品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の写し又は品確法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (4) 低炭素化の基準告示Ⅰの第2の1-3に規定する基準の審査に当たり、低炭素化の基準告示Ⅰの第2の1-2（2）に基づき国土交通大臣が認めた場合にあつては、当該基準に適合する旨の認定書等の写し
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。）4の（2）③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあつては、その制限等に適合する旨の証明書等
- (6) 前条第3号に定めた評価書により審査を受ける場合にあつては、その写し

（市長が不要と認める図書）

第5条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第3号の規定により住宅性能評価書の写し又は住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書
- (2) 前条第4号の規定により認定書等の写しを添えた場合にあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書

（建築確認申請書等）

第6条 申請者は、法第54条第2項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合は、計画通知取扱（新規・変更）申請書（様式第1号）を添付するものとする。

- 2 法第54条第2項の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

（計画通知）

第7条 市長は、計画通知取扱（新規・変更）申請書を受理したときは、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書（様式第2号）を添付し、建築主事に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による通知に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、岐阜県知事又は岐阜県知事から委託を受けた機関による構造計算適合性判定（同法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。
- 3 申請者は、前項の規定により構造計算適合性判定を受けたときは、適合判定通知書（建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。）を市長に提出しなければならない。

（適合するかどうか判断できない旨の通知）

第8条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合

するかどうか判断できない旨の通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

（計画変更届）

第10条 認定建築主（法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、法第54条第1項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）の変更（省令第44条に規定する軽微な変更に限る。）をしようとする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届（様式第5号）正本1通及び副本1通に当該変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

（申請の取下届）

第11条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（様式第6号）正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は、返却しないものとする。

（建築工事完了報告書）

第12条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第7号）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告には、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

（認定建築主変更等届）

第13条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届（様式第8号）正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

- (1) 認定建築主の一般承継人
- (2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

（報告の徴収）

第14条 法第56条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（様式第9号）により行うものとする。

（改善命令）

第15条 法第57条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式第10号）により行うものとする。

（建築取りやめ申出書）

第16条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事取りやめる旨の申出書（様式第11

号) により行うものとする。

2 前項の申出には、省令第43条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。

(認定取消し)

第17条 法第58条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。